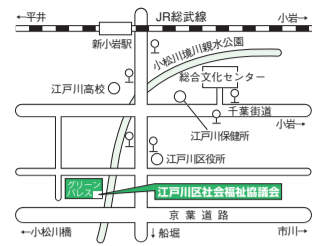


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 129 号
発行 / 社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
〒132-0031
江戸川区松島 1-38-1
グリーンパレス 1 階
電話 03(5662)5557



歳末たすけあい運動にご協力をお願いします!

実施期間
12月1日から12月31日まで

みんなでささえあうあったかい地域づくり

歳末たすけあい運動は、毎年、共同募金活動の一環として、地域住民の皆様のご協力により実施しています。

今年も、「みんなでささえあうあったかい地域づくり」をスローガンに、支援を必要とする方々が、地域の中で安心して暮らせるよう、皆様からの温かいお気持ちをお届けしてまいります。



なお、この募金運動は、江戸川区の地域福祉のために皆様から善意の募金をお願いするものです。

皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成26年度「歳末たすけあい運動」
「歳末たすけあい運動」は、共同募金の一環として実施されています。

みんなでささえあうあったかい地域づくり
お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧になれます。
<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

募金はこちらの窓口へ

- ★町会・自治会
- ★区事務所地域サービス係
- ★区社会福祉協議会

※郵便振替でも募金の受付を行っています。
郵便振替をご希望される方は、下記までご連絡ください。郵便振替用紙を郵送します。

【江戸川区社会福祉協議会】
☎(5662)5557

主催：東京都共同募金会
実施：江戸川区社会福祉協議会
協賛：江戸川区／町会・自治会／
民生・児童委員協議会

歳末たすけあい運動募金の活用状況は、東京都共同募金会のホームページ「はねっと」で公開されています。

<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

江戸川区社会福祉協議会にお寄せいただいた「歳末たすけあい募金」は、区内の地域福祉のために活用しております。

また、募金の配分計画については、歳末たすけあい運動実行委員会にて検討され、東京都共同募金会江戸川区配分推せん委員会の推せんに基づき、東京都共同募金会で決定し、その使い道は、主に民生・児童委員を通じ、直接対象者へお贈りする「激励金」と、地域での自主的な地域福祉活動を支援する「地域福祉活動費」になります。

昨年実績 26,816,993円

- ◆**激励金 8,686,000円**
重度障がい者、要介護熟年者等のために!
- ◆**地域福祉活動費 15,772,851円**
区内の地域福祉を目的とする団体などの活動や事業に対して配分を行いました!
- ◆**募金活動費 2,358,142円**
ポスター、チラシ、町会・自治会募金活動費等

募金はこのように活用しています!

生活福祉資金貸付制度のご案内

所得の少ない世帯、障がい者または介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、民生・児童委員の相談援助活動の協力を得て、社会福祉協議会が窓口となり貸付を行っています。

資金種類 ※教育支援資金については、受験予定の段階で予約申込みができます。早めにご相談ください。

資金種類		内容	貸付限度額	利子	連帯保証人	
生活福祉資金	教育支援資金	教育支援費	学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料などに必要な費用	高校 3.5万円/月 高専・短大 6万円/月 大学 6.5万円/月	無利子	不要
		就学支度費	上記の学校の入学金のみ	50万円		
	福祉資金	福祉費（主なもの）	転宅費・出産費・葬祭費等	50万円	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
			障がい者自動車購入費	250万円		
		負傷又は疾病の療養費等	170万円			
	緊急小口資金	一時的な小口生活費（対象理由あり）	10万円			
	総合支援資金（離職者のみ）	生活支援費	生活再建までの生活費（1年以内）	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月		
		住宅入居費	賃貸契約時の敷金・礼金等	40万円		
		一時生活再建費	生活再建のための一時的な費用	60万円		
	不動産担保型生活資金	高齢者世帯	不動産を担保に生活費を貸付（65歳以上）	土地評価額の70%	年3%または長期プライムレートの低い方	必要
		要保護高齢者世帯		不動産評価額の70%（集合住宅は50%）	不要	
	生活復興支援資金（東日本大震災の被災者のみ）	一時生活支援費	今後の生活の目処が立つまでの当面の生活費	複数世帯 200,000円/月 単身世帯 150,000円/月	保証人有なら無利子 無なら年1.5%	原則必要だが無でも可
生活再建費		転居費用、家具什器費、車両購入費用、その他生活復興のために必要な費用	80万円			
住宅補修費		住宅補修等に必要な費用	250万円			

この資金をご利用いただくには、詳細な要件があります。世帯の状況等をお聞きし、貸付に該当しない場合もありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

【問合せ・申込はこちらまで】

生活福祉資金貸付担当

電話 (5662) 5557

まずはお電話にてお問合せください。

相談面接予約制 平日 9時～11時 13時～16時
土日祝休み 1回約1時間を要します。

生活安定支援事業

一定所得以下の世帯の子ども（中3、高3等）を支援するため、学習塾等の受講料や高等学校、大学等の受験料の貸付を行うとともに、低所得者・離職者の就労に関する相談を受け、生活安定の為に支援を行っています。

受験生チャレンジ支援貸付

学習塾等受講料貸付金

学習塾、各種受験対策講座、通信講座にかかる費用

中学・高校3年生等に対し

上限

20万円

を無利子で貸付します！

高校受験料貸付金

上限

2万7千4百円

を無利子で貸付します！

1度で4回分（校）の受験料まで貸付できます。
1回分の受験料の上限は2万3千円。

大学等受験料貸付金

上限

10万5千円

を無利子で貸付します！

1度で3回分（校・学部等）の受験料まで貸付できます。
1回分の受験料の上限は3万5千円。



申請受付は、平成27年2月中旬までです。

対象 次の要件をすべて満たす方

- ① 世帯の生計中心者（20歳以上）であること
- ② 課税所得又は総収入が一定基準以下であること
- ③ 預貯金等資産の保有資産額が600万円以下であること
- ④ 現在居住している場所以外に不動産所得を得る土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- ⑥ 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと

申込には連帯保証人が必要です。又、償還が免除される場合もあります。

★他にも要件があります。詳細は窓口までお問合せください。

【問合せ・申込】

生活安定支援窓口

電話(5662)7638 (予約優先)

月～金 9時～17時 (祝日除く)

平成25年度の事業及び決算

江戸川区社会福祉協議会定款第27条の規定に基づき、平成25年度事業報告、収支計算、財産目録、貸借対照表をお知らせします。
(この決算は、監事による監査を経て、理事会、評議員会の承認を得たものです。)

平成25年度事業報告(主なもの)

1. 会議の開催

理事会(5回開催)・評議員会(3回開催)

2. 調査研究

ひとり暮らし熟年者の実態調査

- ・調査方法: 民生・児童委員による訪問聞き取り調査
- ・調査期間: 平成25年9月1日～平成25年11月30日
- ・調査対象者: 18,811名(昭和13年9月30日以前に生まれた75歳以上の熟年者)
- ・調査結果: 9,973名(区内在住のひとり暮らし熟年者)

3. 連絡調整

各地区民生・児童委員協議会に出席し、事業執行について報告と協力依頼。各種団体の行事に積極的に参加。

4. 普及宣伝

「社協だより」第125、126、127号を発行、町会・自治会を通じ回覧及びホームページ掲載。

5. 地域福祉事業

- (1) 児童女性事業
 - 関係団体助成 3団体
- (2) 熟年者福祉事業
 - ①愛の杖贈呈 1,892本
 - ②関係団体助成 3団体
- (3) 心身障がい者福祉事業
 - ①親子激励日帰りバスハイク(身体、知的障がい) 642人
 - ②ハンディキャブ貸出(3台) 延べ496件
 - ③福祉バス助成 13団体(日帰り4件、宿泊9件)
 - ④関係団体助成 36団体



6. 生活福祉資金貸付事業

- (1) 生活福祉資金貸付
 - 教育支援資金 貸付件数 43件 貸付決定額 84,294,000円
 - 福祉費 貸付件数 9件 貸付決定額 898,130円
 - 緊急小口資金 貸付件数 3件 貸付決定額 200,000円
- (2) 総合支援資金貸付
 - 貸付件数 0件
- (3) 臨時特例つなぎ資金貸付
 - 貸付件数 0件
- (4) 不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規0件 継続7件
- (5) 要保護向け不動産担保型生活資金貸付事業
 - 貸付件数 新規2件 継続10件
- (6) 総合支援資金アフターフォロー事業
 - 国の第二のセーフティーネットの一つである総合支援資金貸付の借受世帯に対し貸付期間終了後きめ細やかなサポートを行い、就労の継続、生活の安定を図った。



7. 緊急援護費の支給

支給件数 3,256件 支給金品額 2,217,760円

8. 歳末たすけあい運動

※1面参照

9. 安心生活センター

- (1) 安心生活サポート事業(地域福祉権利擁護事業)
 - ①相談件数 97件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者69件 知的障がい者0件 精神障がい者28件
 - ②支援回数 2,337回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 認知症高齢者1,235回 知的障がい者62回 精神障がい者1,040回
 - ③契約件数 40件
 - 認知症高齢者23件 知的障がい者2件 精神障がい者15件
 - ④生活サポーター登録者 32名
- (2) 成年後見制度利用相談事業・法人後見事業
 - ①相談件数 342件(対象者1人につき1件、複数の相談あり)
 - 認知症高齢者311件 知的障がい者17件 精神障がい者14件
 - ②支援回数 3,579回(訪問・電話対応・窓口対応)
 - 法人後見 1,520回
 - 認知症高齢者1,282回 知的障がい者26回 精神障がい者212回
 - 区長申立 1,071回
 - 認知症高齢者982回 知的障がい者58回 精神障がい者31回
 - 後見監督 441回
 - 親族等申立 547回
 - ③法人後見受任件数 18件(平成19年度からの累計40件内22件終了)
 - 認知症高齢者 35件 知的障がい者2件 精神障がい者3件
 - ④区長申立件数 38件(平成14年度からの累計181件)
 - 認知症高齢者155件 知的障がい者16件 精神障がい者10件
 - ⑤後見監督受任件数 16件(平成19年度からの累計30件内14件終了)
 - 認知症高齢者29件 知的障がい者1件 精神障がい者0件
- (3) 福祉サービス苦情解決相談事業
 - 相談件数 11件(苦情内訳)
 - ①高齢者福祉0件 ②介護保険0件 ③障がい者福祉6件
 - ④障害者自立支援法1件 ⑤児童福祉3件 ⑥生活保護1件
 - ⑦その他0件

10. 受託事業

- (1) くつろぎの家 年間利用者数 192,767名 見学者 114名
 - ①年間行事 リズム運動、落語、生け花教室、踊り教室、琴の教室、健康相談、健康講座、消費者講座
 - ②特別行事 くつろぎの家まつり、長寿を祝う集い
- (2) 熟年介護サポーター事業
 - 介護サポーター登録者 422名 活動交付金 1,353,800円(H24活動分)
- (3) くすのきカルチャーセンター
 - ①正規教室 30科目 77教室 生徒数1,911名 講師数64名
 - ②自主活動教室 311教室 5,906名
 - ③行事 開講式、自主グループ文化祭、講師研修会、修了記念行事

11. 生活安定支援事業

- (1) 受験生チャレンジ支援貸付
 - 塾等受講料 186件 貸付決定額 35,206,000円
 - 大学等受験料 166件 貸付決定額 8,261,500円
- (2) 低所得者・離職者対策事業
 - 相談件数 24件

平成25年度各会計貸借対照表総括表 (単位:円)

科 目	合 計	一 般 会 計	公益事業特別会計	歳末たすけあい運動事業特別会計	えどがわボランティア基金特別会計	法人後見支援基金特別会計
流動資産	354,601,081	340,147,503	9,453,132	446	0	5,000,000
固定資産	144,004,898	123,358,010	1	3	20,646,884	0
資産合計	498,605,979	463,505,513	9,453,133	449	20,646,884	5,000,000
流動負債	57,318,532	47,865,400	9,453,132	0	0	0
固定負債	93,902,438	93,902,438	0	0	0	0
負債合計(A)	151,220,970	141,767,838	9,453,132	0	0	0
基本金	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0
国庫補助金等特別積立金	24,768,316	24,768,316	0	0	0	0
その他の積立金	55,802,668	55,802,668	0	0	0	0
繰越金	263,814,025	238,166,691	0	0	0	0
純資産合計(B)	347,385,009	321,737,675	1	449	20,646,884	5,000,000
負債・純資産合計(A)+(B)	498,605,979	463,505,513	9,453,133	449	20,646,884	5,000,000

平成25年度財産目録総括表 平成26年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金	0	未払金	52,954,240
預貯金	352,529,005	預り金	4,364,292
有価証券	0	流動負債合計	57,318,532
未収金	2,072,076		
仮払金	0		
流動資産合計	354,601,081		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期預り金	0
基本財産特定預金	3,000,000	退職給与引当金	93,902,438
(2) その他の固定資産		固定負債合計	93,902,438
その他の固定資産合計	141,004,898		
固定資産合計	144,004,898	負債の部合計	151,220,970
資産の部合計	498,605,979	差引純資産	347,385,009

平成25年度各会計収支決算総括表 (単位:円)

会 計 名	収入決算額	支出決算額	当期資金収支差額	前期末支払資金残高	当期末支払資金残高
一 般 会 計	397,068,298	314,938,229	82,130,069	210,152,034	292,282,103
公益事業特別会計	133,288,497	133,288,497	0	0	0
歳末たすけあい運動事業特別会計	26,817,040	26,816,993	47	399	446
えどがわボランティア基金特別会計	2,036	2,036	0	0	0
法人後見支援基金特別会計	0	0	0	5,000,000	5,000,000
合 計	557,175,871	475,045,755	82,130,116	215,152,433	297,282,549

安心生活センターのご紹介

安心生活センターでは、熟年者や障がいのある方たちが、
住み慣れたまちで安心して暮らすための相談と支援を行っています
まずはお電話でご相談ください。

成年後見制度利用相談

- 十分な判断ができない方のために、家庭裁判所が本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選任してその人らしい生活を送れるように法律面、生活面から保護し支援する制度です。
- 選ばれた成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状況に配慮しながら必要な生活支援（福祉・医療サービスの手配など）や財産の管理を行い、本人を支援・保護します。



安心生活サポート事業

認知症状のある熟年者や障がいのある方が、安心して地域で生活を送るお手伝いをする事業です。

こんなときにはぜひご相談ください。

「福祉サービスの利用手続きが難しい」「銀行での払い戻しが不安で一緒に行ってほしい」「通帳等を失くさないか不安、預かってもらえないだろうか・・・」※契約後は利用料がかかります。

苦情解決相談事業

「苦情を取り合ってくれない」
「事業者に直接言いづらい・・・」

利用している福祉サービスについて苦情や不満があってお困りの時はご相談ください。内容をお聞きし、解決のための助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の苦情解決委員が、第三者機関として公正中立な立場から事業者と苦情解決に向けての話し合いをします。

相談窓口

月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時
電話 03 (3653) 6275

権利擁護、成年後見、福祉サービスへの苦情など
お気軽にご相談ください。

安心生活センター

安心生活センターでは、熟年者、知的障害者、精神障害者の方たちが、住み慣れたまちで安心して暮らすための相談と支援を行っています。

最近、支払いを忘れることが多くて…

成年後見を利用するように言われたけれど…

いろいろな手続きができなくなってきた…

親亡き後の子どものことが心配…

消費者被害にあいそうて怖い…

福祉サービスに苦情があるが…

窓口時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 ☎ 03 (3653) 6275
相談は無料です。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。
できるだけ電話でご予約ください。

社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会